

司法修習委員会幹事会（第8回）議事概要

1 日時

平成16年6月7日（月）午前10時から午前11時45分まで

2 場所

最高裁判所公平審査室

3 出席幹事

荒井勉，井田良，出田孝一，稲田伸夫，大谷晃大，大橋正春，梶木壽，木村光江（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，中村慎，林勘市，山本和彦（敬称略）

4 議事概要

[第8回委員会の進行について]

第8回委員会における配布資料は，資料29とともに，これまでの「基本的考え方（案）」からの主な変更点を記載した資料とすることとされた。ただし，資料29については，以下の主な指摘を踏まえ，適宜表現を工夫することとされた。

(1) 「第1 新しい司法修習の理念と基本構想」

- ・ 「1 これからの法曹に求められる資質」の最初の・5行目の「より高度な」の意味が，「より専門的な」という趣旨であるならば，その点を明確にしてはどうか。
- ・ 「2 司法修習の意義・理念」の枠囲い中の2つ目の「スキルとマインド」に関する記述を，「(2) 新しい司法修習の指導目標」の3つ目の・の「スキルとマインド」に関する記述に揃えてはどうか。
- ・ 「2 司法修習の意義・理念」の「(1) 法科大学院との役割分担」の最初の・3行目の「指針」につき，「基準」などの他の適当な表現に修正してはどうか。

(2) 「第4 成績評価の在り方」

- ・ 「2 実務修習・集合修習における成績評価」の枠囲い中の2つ目の2行目の「可能な限度で」を「可能な場合には」と改めてはどうか。